

## 耳納北麓観光拠点施設の指定管理者募集に関する質問及び回答

No.	質問	回答	回答日
1	<p>6 応募資格及び欠格事項等</p> <p>「久留米市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる者」とありますが、受託後、指定管理期間開始までに久留米市内事務所又は事業所を有しているという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>応募資格のため、応募時点で久留米市内に事務所又は事業所を有している必要があります。</p>	5月21日